

志學館大学学務委員会規程

(設 置)

第1条 志學館大学に、志學館大学学務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の審議及び実施運営に当たる。

- (1) 教育課程の運営管理及び時間割編成の基本方針に関する事項
- (2) 休学、退学及び卒業等の学籍に関する事項
- (3) 他大学等との単位互換に関する事項
- (4) 科目等履修生、聴講生及び研究生等に関する事項
- (5) 学生の修学及び生活指導に関する事項
- (6) 課外活動に関する事項
- (7) 育英奨学に関する事項
- (8) 学生の防災・安全に関する事項
- (9) 学生による授業評価に関する事項
- (10) 学生寮に関する事項
- (11) その他学務に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長補佐（学務担当）
- (2) 高大接続教育センター長から推薦された教員 1名
- (3) 第5条に定める各学部教務委員会の委員長
- (4) 各学部長から推薦された教員 若干名
- (5) 学務課長

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員を生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に委員長を置き、学長補佐（学務担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

6 委員長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聞くことができる。

(学部教務委員会)

第5条 各学部に、学部教務委員会を置く。

2 学部教務委員会に関し必要な事項は、各学部で定める。

(事 務)

第6条 委員会の事務は、学務課で処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 次の各号に掲げる規程は、廃止する。

(1) 志學館大学教務委員会規程（平成11年4月5日制定）

(2) 志學館大学学生委員会規程（平成11年4月5日制定）

(3) 志學館大学障害学生支援委員会規程（平成18年10月25日制定）

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。